

③

令和 2 年 3 月

第 1 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第 2 0 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	1
議案第 2 1 号 徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条 例を定めるについて	2
議案第 2 2 号 徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を 定めるについて	3
議案第 2 3 号 徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正す る条例を定めるについて	4
議案第 2 4 号 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定める について	5
議案第 2 5 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を 定めるについて	7
議案第 2 6 号 徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部 を改正する条例を定めるについて	8
議案第 2 7 号 徳島市森林整備推進基金条例を定めるについて	1 0
議案第 2 8 号 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 の一部を改正する条例を定めるについて	1 2

議案第 29 号	公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項 を定める条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	13
----------	--	----

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例を定めるについて

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年徳島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第21号

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例

徳島市生涯福祉センター条例（平成13年徳島市条例第15号）の一部を次
のように改正する。

第3条第2項中第3号を削り，第4号を第3号とする。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年徳島市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（本市内の放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員として置かれてから 3 年以内に修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号

徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を定める
について

徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

徳島市デイサービスセンター条例（平成3年徳島市条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第6条第1項第2号を削り、同項第3号中「1月2日，1月3日」を「1月
1日から1月3日まで」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例

徳島市営住宅条例（平成9年徳島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「新聞，ラジオ等で周知できるような方法で行う」を「市のホームページ，ラジオ等で周知する」に改める。

第5条第5号中「土地区画整理事業」の右に「，密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で，同条第1項に規定する犯罪等により，従前の住居に居住することが困難であると市長が認めるもの

第6条第4項中「第21条」の右に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条」を加える。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人2人（うち1人は，現に市内に居住している者であること。）の連署する」を削り，同条第3項を削り，同条第4項中「第2項」を「前項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第5項を同条第4項とし，同条第6項を同条第5項とする。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第21条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第44条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の徳島市営住宅条例第12条及び第44条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居者として決定された者について適用し、同日前に市営住宅の入居者として決定された者については、なお従前の例による。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第13条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の徳島市国民健康保険条例第13条の6、第13条の12並びに第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
を定めるについて

徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成5年徳島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、徳島市国民健康保険事業特別会計の各会計年度において生じた決算剰余金のうち、その2分の1を下らない額とする。

2 前項に定めるもののほか、財政運営上必要があると認めるときは、必要な額を徳島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「国保予算」という。）に計上して積み立てることができる。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を国保予算に計上して処分することができる。

- (1) 翌年度における保険料負担の著しい上昇の抑制を目的として、国民健康保険事業の財源に充てるとき。
- (2) 経済事情の変動、災害等により、国民健康保険事業費納付金の納付に要

する費用その他国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。

(3) 保健事業の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市森林整備推進基金条例を定めるについて

徳島市森林整備推進基金条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市森林整備推進基金条例

(設置)

第1条 本市の森林を適切に整備し、及び管理するとともに、林業振興を総合的に推進するため、徳島市森林整備推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、森林整備に関する事業、森林管理に関する事業又は林業振興に関する事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ

とができる。

(処分)

第6条 基金は、本市の森林整備に関する事業、森林管理に関する事業又は林業振興に関する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例を定めるについて

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年徳島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1項中「及び第7条」を「並びに第7条及び第8条」に改める。

第6条第1項中「この項及び次条において」を「以下」に改める。

本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第8条 徳島市教育委員会は、法第7条第1項に規定する指針に基づき、徳島市教育委員会の定めるところにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の
一部を改正する条例を定めるについて

公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の一部を
改正する条例

公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例（昭和 41 年
徳島市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。